

## ◎社会保障制度改革推進法

(平成二十四年八月二二日法律第六四号(衆))

### 一、提案理由(平成二十四年六月二二日・衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

○長妻議員 おはようございます。

ただいま議題となりました社会保障制度改革推進法案について、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大や生産年齢人口の減少に伴い、社会保障料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化しております。

このような状況に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図ることが求められております。

そのため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革

社会保障制度改革推進法

国民会議を設置すること等により、総合的かつ集中的に推進することとした次第であります。

以下、本法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、社会保障制度改革の基本的な考え方として、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと、社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保障料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること等を定めること。

第二に、社会保障制度改革の基本方針を、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度及び少子化対策のそれぞれについて定めること。

第三に、政府は、社会保障制度改革の基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、本法施行後一年以内に、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

第四に、平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず、幅広い観点に立って、社会保障制度改革についての基本的

な考え方にのっとり、かつ、社会保障制度改革の基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議を設置すること。

また、社会保障制度改革国民会議は委員二十人以上をもって組織し、委員はすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命するほか、委員は国会議員であることを妨げないこと等、国民会議の組織に関する規定を設けること。

第五に、政府は、生活保護制度に関し、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しなどの措置等を行うものとする。

なお、本法は、公布の日から施行することとしております。以上が、本法案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委

### 員長報告(平成二十四年六月二六日)

○中野寛成君 たいだいま議題となりました各法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....  
次に、長妻昭君外五名提出の社会保障制度改革推進法案の概要について申し上げます。

本案は、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとするものであります。

.....(略).....  
また、社会保障制度改革推進法案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進法改正案は、去る二十一日日本委員会に付託され、二十二日、提出者長妻昭君及び田村憲久君からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。

同日、各法律案及び各修正案を一括して議題とし、全般質疑を行い、また、野田内閣総理大臣出席のもと、二十五日に集中審議、本日、締めくくり質疑を行った後、総合ことも園法案を除く各法律案及び各修正案について質疑を終局いたしました。

次いで、社会保障制度改革推進法案及び消費税法等改正案に対する修正案について内閣の意見を聴取しました。引き続き、各法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、内閣提出の六法律案についてはいずれも賛成多数

をもって修正議決すべきものと決し、社会保障制度改革推進法案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進法改正案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………(略)……………  
本委員会においては、約百二十九時間にわたり、慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。この際、御協力いただいた関係各位に心から感謝申し上げます。  
以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委

#### 員長報告(平成二十四年八月一日)

○高橋千秋君 ただいま議題となりました八法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………  
次に、社会保障制度改革推進法案は、安定した財源を確保しつつ持続可能な制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとするものであります。

#### 社会保障制度改革推進法

……………(略)……………

委員会におきましては、八法律案を一括して議題とし、政府から年金機能強化法案外五法律案の趣旨説明を聴取し、社会保障制度改革推進法案について、発議者を代表して衆議院議員長妻昭君より、認定こども園法改正案について、発議者を代表して衆議院議員池坊保子君より趣旨説明を聴取した後、年金機能強化法案及び被用者年金一元化法案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員長妻昭君より、子ども・子育て支援法案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法関係法律整備法案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員和田隆志君より、消費税法等改正案及び地方税法及び地方交付税法改正案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員野田毅君より、それぞれ衆議院における修正部分の説明を聴取いたしました。

また、野田内閣総理大臣、関係大臣、発議者及び修正案提出者等に対して質疑を行ったほか、参考人からの意見を聴取するとともに、愛知県及び栃木県に委員を派遣しての地方公聴会並びに公聴会を行いました。

委員会における質疑は、社会保障と税の一体改革の意義、今後の公的年金制度及び高齢者医療制度の検討方策、社会保障制度改革国民会議の委員の人选及び運営方法、被用者年金一元化に伴う積立金仕方方法等の妥当性、幼保連携型認定こども園へ

の移行を促進するための支援、子ども・子育て支援のための財源確保策、幼稚園教諭及び保育士の処遇改善の必要性、就学前の子どもに対する教育の質の向上策、消費税率引上げの前提としてのデフレ脱却の必要性、成長戦略並びに事前防災・減災等に係る規定を附則に追加した趣旨、低所得者対策として消費税に軽減税率を導入する必要性、再分配機能の強化に向けた所得税や相続税の累進性の在り方、引上げ分の地方消費税取等を社会保障財源化することの妥当性等、多岐にわたり熱心に行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、八法律案について討論に入りましたところ、国民の生活が第一を代表して姫井由美子委員、みんなの党を代表して桜内文城委員、日本共産党を代表して田村智子委員、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員、みどりの風を代表して亀井亜紀子委員よりそれぞれ反対、民主党・新緑風会を代表して金子洋一委員、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して石井準一理事、公明党を代表して竹谷とし子委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、八法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て関連三法律案及び消費税法等改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されて

おります。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年八月一〇日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、社会保障給付とこれに要する費用の負担の在り方については、受益と負担の適切な関係の確保、社会保障給付における均衡の確保及び国民の負担の適正化と負担の公平を図り、全体として均衡と整合性がとれたものとする事。

右決議する。